【規程番号　神女大Ⅵ－007】

神戸女子大学職業紹介業務運営規程

第１章　　総　則

第１条　本学は、職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づき職業の紹介を行う。

第２条　本学で行う職業紹介は、本学在学生及び卒業生についてのみ行い、すべて無償とする。

第３条　本学は、学生及び求人者に適切な雇用情報等を提供し、必要な指導等を行うことにより、学生に対して、その適正、能力、経験、技能程度等にふさわしい職業を選択することを促進し、求人者が当該職務等に適合する労働者を雇い入れることを促進するよう努めるものとする。

第２章　　求　人

第４条　本学は、すべての職種についての求人申込みを受理する。ただし、次の各号に該当するものは受理しない。

(1) 申込みの内容が法令に違反している場合

(2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合

(3) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合

(4) 本学の教育上不適当と認めた場合

第５条　本学に対する求人申込みは、求人票によって行い、各事項を漏れなく記入したものでなければならない。

第６条　求人票の受理に際しては、法令により義務づけられた労働条件等の明示を求めるものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示をもとめるものとする。

第３章　　求　職

第７条　本学は、本学在学生及び卒業生のすべての求職の申込みを受理する。ただし、次の各号に該当するものは受理しない。

(1) 求職申込みの内容が法令に違反する場合

(2) 申込み内容が、本学の教育上不適当と認めた場合

第８条　求職の申込みは、所定の求職票により求職の要領を漏れなく記入したものでなければならない。

第４章　　紹　介

第９条　学長は、学長に代わって職業紹介事業に関する業務を担当する者（職業紹介業務担当者）を職員の中から選任する。

第10条　職業安定法第 2 条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望と能力に応じる職業に速やかに就くことができるよう努めなければならない。

第11条　求人者に対しては、その希望に適合する求職者の紹介に努めなければならない。

第12条　紹介に際しては、求職者に、紹介時において、従事することになる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示する。

第13条　本学が求職者を求人者に紹介する場合は、必要に応じて本学所定の紹介状を交付する。

第14条　労働争議（同盟罷業又は作業所閉鎖）中の事業所に対しては、争議が解決するまで求職者の紹介はしない。

第５章　　その他

第15条　本学は、職業安定法第 51 条の２の規定に基づき、求職者及び求人者から知り得た個人的な情報は、全て秘密を厳守し、これを他に洩らしてはならない。

第16条　職業紹介の取扱者は、求職並びに求人の何人に対しても均等待遇を保障し、一切差別的取扱いをしない。

第17条　求職者、求人者ともに、両者の合意によって就職が決定した場合、直ちに本学にその旨を通知しなければならない。

第18条　職業紹介業務を行うに当たっては、公共職業安定機関と本学とが連携をとりながら実施するものとし、公共職業安定機関の求める諸報告書については、所定期日までに提出するものとする。

第19条　職業紹介に使用する帳票の種類は次のとおりとする。

イ　求人票（別紙、添付書式のとおり）

ロ　求職票（別紙、添付書式／就職登録票兼進路希望調査票のとおり）

ハ　紹介状（別紙、添付書式のとおり）

第20条　本学の職業紹介事業は、職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営するものとする。

第21条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 14 年 7 月 11 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。